

○議長 小田 武人君

5 番、妹川議員の一般質問を許します。妹川議員。

○議員 5 番 妹川 征男君

おはようございます。妹川です。

一般質問通告書を説明する前にですね、皆様方に配付しております資料の説明をいたします。

平成 29 年 12 月議会資料、妹川と。1 枚目 3 ですが、芦屋町住民参画まちづくり条例、平成 19 年 9 月 28 日に条例が制定されて、20 年 4 月 1 日から施行されておりますまちづくり条例のものです。

次のページは、これは北海道の訓子府町、下のほうに問い合わせ先と書いてありますが、北海道の訓子府町企画財政課企画係と何回か問い合わせした内容なんです。これは第 1 回まちづくり推進会議、平成 23 年 7 月 27 日に発行された、これ、インターネットから取り出したものです。今現在、18 回推進会議が行われておりまして、そのうちの次のページが第 4 回まちづくり推進会議の資料です。これ、インターネットに載っているわけですね。インターネットには現在 16 回しか載っていませんが、そのうち 17、18 を掲載するということでした。全てのものを皆さん方に配付したかったんですが、枚数の関係で第 1 回と第 4 回を配付しております。

次のページについては、これは件名の 2 番になりますハマユウ群生地前のコンクリート張りの問題について写真を掲載しながら説明をしていくことにしております。

では、まず通告書に基づいて説明いたします。

件名は、1、芦屋町住民参画まちづくり条例及び芦屋町住民参画推進会議についてということで、(1) 要旨、芦屋町住民参画まちづくり条例第 1 条に「この条例は、まちづくりにおける住民参画に関する基本的な事項を定めることにより、豊かで暮らしやすい協働のまちづくりの実現に寄与することを目的とする。」と規定し、平成 19 年 9 月議会に上程され、そして制定されています。①で当時、この条例は何のために、このまちづくり条例を制定しようとしたのか。制定するそのきっかけは何であったのかということについて、今ごろ何のためこんなことを質問しているのかなと思われるかもわかりませんが、私はこの住民参画まちづくり条例に非常に長くかかわってきたものです。そういう意味で、再度ですね、これに関係した方々の意見をですね、きっかけを聞きたいなと思っております。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長 小田 武人君

執行部の答弁を求めます。企画政策課長。

○企画政策課長 中西 新吾君

条例を制定した背景としては、地方分権の時代において、芦屋町においても、みずからの町の

平成 29 年第 4 回定例会（妹川征男議員一般質問）

ことは自分たちで考えるまちづくりを行うことが求められていました。このためには、住民の皆さんの持つ知識や知恵、感性などが生かされたまちづくり、つまりは、住民参画によるまちづくりを進めることが必要であったということです。

そして、住民参画まちづくり条例の制定を目指し、平成 15 年度にボランティア委員を公募し、10 回にわたる住民参画会議で検討を行っていただき、最終的に平成 20 年 4 月の条例施行となっております。

町が持つ情報は、住民の皆さんの生活や将来のことに大きくかかわるものがあります。町では、情報を積極的に公表し、広く住民の皆さんから意見を聞き、住民の皆さんと町が情報を共有し、協力することで、豊かで暮らしやすい協働のまちづくりを推進していくもので、そのルールや方法を定めた芦屋町住民参画まちづくり条例を策定いたしました。

以上です。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 5 番 妹川 征男君

では、②芦屋町住民参画まちづくり条例の条文について問うていきますが。今、何のために制定する、そのきっかけについて説明を受けたわけですが。今、お手元にありますまちづくり条例のですね、第 1 条から第 13 条まであります。それを全て網羅するわけにはいけませんので、1 個 1 個ピックアップしながらですね、説明を求めていきたいわけですが。

この条例案の中にはですね、「町と住民とが情報を共有し」というようなことがたびたび出ておりますね。「情報を共有し」ということは、どういうことを指すのでしょうか。

○議長 小田 武人君

企画政策課長。

○企画政策課長 中西 新吾君

情報の共有というのは、町が持っている情報を住民の皆さんに公表し、情報を共有するという考えでございます。

以上です。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 5 番 妹川 征男君

この情報ガイドブック、「あなたと町をつなぐ本」というのがですね、平成 27 年 11 月に発行されておりますが、この中の 3 ページにもですね、これはまちづくり推進会議が十数回、平成 20 年から平成 28 年の 9 月まで十数回開かれた中で、これができ上がったものなんですね。そ

平成 29 年第 4 回定例会（妹川征男議員一般質問）

の中の推進会議の中においても、情報を共有することについての、いろいろ論議があっていました。そこででき上がった成果なんでしょうけれど、この中にもですね、3 ページのところ、一方通行の情報提供では単なる伝達に過ぎません。つまり、知らせるだけ、知るだけでは情報の共有とは言えません。と。今、芦屋町の町政におけるさまざまな内容を見てみますと、一方的に知らせる。一方通行の情報提供であり、単なる伝達に過ぎません。つまり、知らせるだけではないか。本当に情報の共有がなされているのか。その辺はどのように考えられていますか。

○議長 小田 武人君

企画政策課長。

○企画政策課長 中西 新吾君

第 5 次総合振興計画の第 1 章で、住民とともに進めるまちづくりとし、主要施策の 1 点目で、住民との協働としています。内容は、町と住民による協働のまちづくりを推進するため、情報のわかりやすい提供とともに情報共有を積極的に推進。芦屋町住民参画まちづくり条例の推進を図るため、町と住民の行動計画策定を進めるとともに、町職員の意識改革に努め、あらゆる分野で住民の参画を促進するとしております。

総合振興計画は業務上、必須のものであり、また自治区担当職員制度で全職員が参加しておりますので、皆、理解しているものと考えております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 5 番 妹川 征男君

実態に即した具体的に説明していただきたいなと思うわけですが、一人一人の持つ知識や知恵、感性などが十分に生かされるまちづくりということなんですね。この条例についてはですね。そういう中であって、じゃあそういう知恵を出し、情報を共有され、そして多くの町民の知識や知恵、感性などが十分に生かされるまちづくりということであれば、じゃあ具体的にどういうふうなことをするのかということですね。例えば第 2 条とかの中にですね、住民地域活動とか説明責任、住民会議とモニター制度、ワークショップは芦屋町では数回なされておるようですけど。パブリックコメントを進めていく。そういうような形で情報を提供しながら、情報を提供していくというようなことなのでしょうけれど、この中でですね、住民会議、5 番目のですね、住民会議。この住民会議ということは、またはモニター制度というのがありますが、これを実施したことがありますか。

○議長 小田 武人君

企画政策課長。

○企画政策課長 中西 新吾君

住民会議は実施したことがございます。ただ、モニター制度については、実施はしてはおりません。

以上です。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 5 番 妹川 征男君

じゃあ住民会議はどういうものをされましたか。具体的に。

○議長 小田 武人君

企画政策課長。

○企画政策課長 中西 新吾君

まちづくりのための組織検討を行うということで、ちょっと今、具体的にどういう会議かというのがちょっと思いつかないんですけれども、住民会議は行っているというふうに認識しております。

以上です。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 5 番 妹川 征男君

じゃあ次でですね、もうこれは 2 番の芦屋町住民参画まちづくり条例第 1 条の規定に基づき、芦屋町住民参画推進会議が設置され、平成 20 年度から推進会議が開催されています。その要旨に行くわけですけれど、これはこの条例の 11 条を御覧になってください。住民参画推進会議、11 条、「町は、この条例の見直し及び住民参画のまちづくりについて調査・審議するため、芦屋町住民参画推進会議を置くものとする。」と。そして、町は、12 条ですね、「この条例の施行後 4 年間を超えない期間ごとに、この条例が芦屋町にとって、よりふさわしいものになるよう検討するものとする。」。こういう条文のもとにですね、推進会議なるものができ上がっております。その推進会議もですね、条例なんですね。今、手元には皆様方にはありません。芦屋町住民参画推進会議設置条例というのが平成 19 年に議会で制定され、同じく平成 20 年 9 月 25 日に施行されております。それと関連をいたしますので、質問がですね、混在するかもわかりませんが、よろしくお願ひします。いかがでしょう。11 条は、町は、この条例の見直し及び住民参画のまちづくり条例制定・審査するために、その住民参画推進会議でどのような話し合いがなさ

平成 29 年第 4 回定例会（妹川征男議員一般質問）

れているのかということなのですが、この推進会議の中身を見てみますとですね、全部で何回開かれていますかというのと、十数回開かれていますわけですが。今まで何回開かれていますかね。

○議長 小田 武人君

企画政策課長。

○企画政策課長 中西 新吾君

15回開いております。

以上です。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 5 番 妹川 征男君

最初の年は何年からですか。

○議長 小田 武人君

企画政策課長。

○企画政策課長 中西 新吾君

会議は、平成 20 年に 2 回、平成 23 年に 3 回、平成 24 年に 2 回、平成 25 年に 4 回、平成 26 年に 1 回、平成 27 に 2 回、平成 28 年に 1 回の 15 回でございます。

以上です。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 5 番 妹川 征男君

開かれていない年があるんじゃないんですか。

○議長 小田 武人君

企画政策課長。

○企画政策課長 中西 新吾君

21 年、22 年に開かれてはおりません。

以上です。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 5 番 妹川 征男君

なぜ開かれてなかったんですか。

○議長 小田 武人君

企画政策課長。

○企画政策課長 中西 新吾君

議員も御覧になっていると思いますが、23年度第1回議事録では、委員会の質問に大変申しわけないと思っている。軽んじているわけではない。町長についても住民参画まちづくり条例でいろいろなものを拡大していきたい。住民の声を町政に届けていきたいという思いは非常に強い。できなかったことをお詫びするしかないが、今回は前回会議の反省を踏まえ、具体的な事例として、職員行動計画について審議していただきたいと考えていると回答しております。議事録にはこのように載っております。

以上です。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 5番 妹川 征男君

住民参画推進会議の中身を見てみますと、大変な住民参画まちづくり条例そのものが、やっぱり今日まで町民の皆さん方は、町長や議会に任せればいいと。町政のことについては任せればいいというような状況の中で、住民自治、そして地方分権という視点で、やはり町民の皆様とともに職員が一緒になってまちづくりをしていかなければならないと、そういう思いでですね、この住民参画まちづくり条例が全国的に平成19年、20年ごろにですね、つくられていったと思うんですけれど。

それを具体的に、有効的に実現するためには、大変な内容だと思います。いわゆるこの議事録を見てみますと、推進会議の議事録を見てみますとですね、例えば先ほど言われたように、平成22年度、平成20年度設置されて2回実施されているが、2年間ブランクであると。条例の中には、年2回以上開催するということが書かれているのではないかと。この会を軽く考えているのではないかとかですね。しかし、事務局は軽んじているわけではないと。町長についても住民参画まちづくり条例でいろいろなものを拡大していきたいと。住民の声を町政に届けていきたいという思いは非常に強いとかですね。

ところが、いろいろの中で、やはり委員の中にはですね、専門性もない状況でこの会議に参加し、意見を出すことの難しさはあると思うと。充て職で出された住民が集まったアリの的な委員会にならざるを得ないとかですね。この住民参画推進会議の役割は何かと。委員の役割は何かと。全然わかりませんと。まあ、そういうこと。それと、ある委員は、最初、任期は4年と言われたが、休みになったり、また始まったりして、その間に役場の担当者も変わったり、私たちは一生懸命会議で話し合っているのに、担当者が変わると、役場はやる気がなくなるのではないと思う。役場の事情で突然休んで、私たちは振り回されているような感じです。そしてまちづくり条例の12条では、この条例の検討及び見直しということで、4年間を超えない期間ごとに条

平成 29 年第 4 回定例会（妹川征男議員一般質問）

例を改正するようになっているが、ことしの 3 月 31 日が施行後 4 年になりますということであれば、27 年でしょうかね。26 年か 27 年が 4 年後になるんですか。条例改正はされたのかなと思います。どうですか、平成 20 年ですから 24 年ですよ、これ 24 年度初めのころですから、この会議は 23 年ですからね。ことしの 3 月、いわゆる 24 年の 3 月 31 日に施行後 4 年になります。条例改正をする時期なんです、それをなさったんでしょうか。

○議長 小田 武人君

企画政策課長。

○企画政策課長 中西 新吾君

今、議員おっしゃるように施行後 4 年を超えない期間ごとに会議で審議をしております。平成 24 年の 3 月と平成 28 の 3 月にお諮りし、条例の基本理念に至っておらず、時期尚早であることから見直しは行わないとされております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 5 番 妹川 征男君

しかも、その次の 28 年度、28 年度についてはいかがでしょうか。

○議長 小田 武人君

企画政策課長。

○企画政策課長 中西 新吾君

24 年も 28 年も同様の結論でございます。

以上です。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 5 番 妹川 征男君

この議事録を読みますとですね、執行部の皆さんが人事異動とかなんかで、いろいろ大変な状態であったろうけど、熱意が見られない。やる気がない。そういうことが議事録に書かれてあるわけですね。その中で、ファシリテーターであった委員長さんがですね、そういう意見も充て職の方が多し、意見もなかなか出ない中で、このまちづくりをどう高めていくか、この条例に基づいて実現していくかというような強い思いでですね、司会進行、さまざまな意見を求めるような形で、後半のころはですね、意見が出てくるようにはなっておりますけれど。

結局はそういう条例制定に 4 年ごとに見直す、24 年と 28 年にしなければならなかった。材料はいっぱいあると思うんですよ。私はありますよ。これ条例を制定する内容がいくつかありま

平成 29 年第 4 回定例会（妹川征男議員一般質問）

す。それをしなかった。なぜかと言うと、この議事録を読みますと、今、自分たち委員の方々がこの住民参画まちづくり条例という意図が十分にわからない中で、これを改正するにも、どういうふうに改正していいのかわからない、というような意見もありましょうし、まず執行部が、大体、まちづくり条例をどのように、具体的に実行的にやろうとしているのか、そのプランがわからないんですよ。どうしたいんでしょうか。

○議長 小田 武人君

副町長。

○副町長 鶴原 洋一君

その辺は、全てこの条例に書かれておるといふふうに考えております。特に住民参画の推進においては、その基本理念として第 3 条で情報の共有、これがもう基本ですよ、という考え方ですよ。それに基づいてどうするのかということで、行政からの情報の提供、これを積極的に推進しなければ、住民の皆さんはよくわからないと。行政のことをわかっていただいた上でないとなかなか意見も出ない。そういうところの中で、この条例をこれまで推進してきた。このように考えております。

以上です。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 5 番 妹川 征男君

私もそういうふうに期待しているんですよ。本当に期待しています。そうあってほしいんですよ。その中で、このようなものを事務局のほうから、だからこの時の、当時の課長さんでしょうけど、「住民参画まちづくりの条例の理念は住民と行政の情報共有である。これを実現するには、職員一人一人の意識がとても大切になる。」。そうなんですよね。やはり町が人を育てるんです。町が人を育てる。そして人が町をつくる。住民自治の精神ですね。今、地方分権と言われながらもですね、やっぱり住民自治のそういう意識改革をするためには、やっぱり職員、特に課長さんたち。その力を、力量が発揮されなければ、まちづくり条例の趣旨に沿った町にはならないだろうと思う。私はこの推進会議、まちづくり条例をつくるための委員会の中でボランティアとして約 8 名の方がおられました。その時の平成 16、17、18 ですかね、17、18、19 の 2 年半ぐらい 10 回やりましたね。その中にあって、占部課長さんですね。その次が鶴原課長さんでしたね。そして柴田課長さん、そして今、中西課長さんが今またやられていますけど。そういう方々が必死でですね、この条例を具体化するために推進委員会でやられている御努力はよくわかりますが、何を目指しているのか、条例の具体的な概念というか、そういう条例の概要というか、そういうのがみんな見えてなかったんじゃないかなと思うんですね。どうですか。

平成 29 年第 4 回定例会（妹川征男議員一般質問）

あれから 10 年経ちました。条例が制定して 10 年経ちましたが、これを実現するには、職員一人一人の意識がとても大切です。どうでしょう。その意識が向上されていると思いますか。副町長。

○議長 小田 武人君

企画政策課長。

○企画政策課長 中西 新吾君

条例の第 6 条に町職員の職務というのがございます。「町職員は、まちづくりの専門スタッフとして誠実かつ効率的に職務に専念するとともに、その知識や技能等の向上に努める」、「町職員は、積極的に住民の意見を聞くとともに、苦情等があった場合は、迅速かつ的確に対応する」ということになっております。この条例の責務において、職員はこの業務どおり行っているものと考えております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 5 番 妹川 征男君

これは平成 25 年 3 月 28 日の第 24 回、第 2 回住民参画推進会議、課長が中西さんですが。このとき、副町長が御挨拶にまいられていますね。住民参画は情報の共有が大切だが、職員においても全員が情報を発信することが十分にできているとは言えず、情報を発信することが十分にできているとは言えず、住民参画自体が地に足がついたものになっていない。皆様の忌憚のない御意見を。こういうことまでね、述べられ、謙虚なですね、御意見だと思うんですよ。まあ、そういうことを言いながら、やっぱり皆さん方、推進会議の皆さん方に忌憚のない意見を述べられてこられたと思うんですね。だからそういう反省の色もありましょうが、じゃあ、実態はどうなのかというところが、有言不実行的などころもあるのではなかろうかと思ったりもするんですね。非常にね、この流れを見てもみますと、ファシリテーターの委員長さんがですね、必死でですね、本当に町を愛し、まちづくりの為に何とかしていかなければならない。経験豊かな方ですから。それを皆さん、推進会議の方々はですね、ほとんど欠席なしで一生懸命参加してこられたと思うんですね。

そういう中であって、パブリックコメントですね。条例の中にもありますが、パブリックコメントをどれくらいやったのかというような意見もありました。それで私、パブリックコメントの実施結果表を作成してみたんですが。平成 28 年度は 2 件ありました。第 2 次ボランティア活動推進計画。芦屋町教育大綱、平成 26 年度は 6 件、芦屋町公共施設等総合管理計画で、その中でですね、ボランティアに関しては 2 名の方、芦屋町教育大綱はゼロ名、今言った総合管理計画ゼ

平成 29 年第 4 回定例会（妹川征男議員一般質問）

口名、芦屋町町営住宅長寿化計画ゼロ名、第 5 次芦屋町総合振興計画については、いろいろなことをやられましたけど 2 名、人口ビジョン、芦屋町ひと・しごと、これ 1 1 名、これ結構多かったですね。空き家対策、意見提出者ゼロ名、過疎地域自立促進計画、アンケートゼロ名、まあゼロが続いています。1 名があつたりですね。こういうような形で、今、紹介いたしました訓子府町はですね、もう効果がないということでやめているんですよ。この点はもう少し検討を今度推進委員会等があるでしょうから、その辺で検討していかれたらどうでしょうか。

○議長 小田 武人君

副町長。

○副町長 鶴原 洋一君

検討の前にですけど、パブリックコメントのことで提出する意見が少ないという、今、御指摘がございましたよね。その提出する意見が少ない、住民の皆さんからの意見が少ないということ自体がですね、まだまだこのまちづくり条例が浸透していない。いわゆる住民参画がまだまだ。これは、住民参画会議の委員さんの意見もそうなんでしょうけど、この条例がまだまだ住民の皆さんに浸透していないのではなかろうかと。やっぱり情報は、発信はしてはおるんですよ。いわゆるパブリックコメントは基本的な計画等についてですね、住民の皆さんの意向を聞くという、その考え方の中でやっておるんですが。なかなかその辺が浸透していない。したがって、まだまだこの条例を改正して見直すところまではいってないのではなかろうかという住民参画会議の皆さんの御意見ではなかろうかと、このように考えております。後はちょっと企画課長に説明させます。

○議長 小田 武人君

企画政策課長。

○企画政策課長 中西 新吾君

パブリックコメントについてですが、これは住民生活に大きくかかわるような重要な計画ということになります。パブリックコメントの実施要綱で定めているものが、定めておるわけですが、総合振興計画等の町の基本的な政策を定める計画、個人、行政分野における政策の基本方針その他基本的な軸を定める計画の策定または改定、広く住民等の公共の用に供される施設の建設に係る基本的な計画の策定または改定、町の基本的な制度や方向性を定める条例の制定または改廃、住民等に義務を課し、または権利を制限する条例の制定または改廃、こういったものがパブリックコメントを行うような内容になっておるわけですが、この内容につきまして、今、パブリックコメントは広く周知できるようにということで、関係する団体にも今こういったパブリックコメントをやっていますというようなことのお知らせをしていますので、パブリックコメントはこのまま継続していきたいというふうには考えております。

平成 29 年第 4 回定例会（妹川征男議員一般質問）

以上でございます。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 5 番 妹川 征男君

そういう形でいいと思いますが、まあ推進会議です、検討されたらどうだろうかと思います。今までのように平成 22 年三、四ずっとこうから比較してみますと、平均大体 1.0 か 1.2 程度ですね。こういう形で労多くして効果なし、ならば、その労を何かの方向にですね、使ってみたらどうだろうかというふうな気持ちがあります。

あとはですね、平成 28 年の 9 月の時点では、もう最後なんですね。28 年の会議の中には、このパンフレットがこうでき上がりましたね。これ 27 年度、これができ上がった。成果は住民参画推進会議の成果はこれだけでなかろうかというような御意見を受け入れております。じゃあ、これをどう実行するのかと。その中でいろいろ推進会議の中から意見が出て、シンポジウムをやるのではないかと、どうだろうかと。まあ一致してそのようにしていこうと、これを皆様方に配付しながら説明する。そして、シンポジウムをやる。じゃあ講師はどなたにするか。ディスカッション方式にやったほうがいいではないか。子供さんの中に入れて、そういうディスカッションなり、シンポジウムをやれたらいいねということで、何かそういう方向で決定しているような状況でしたが、その後どうなりましたでしょうか。

○議長 小田 武人君

企画政策課長。

○企画政策課長 中西 新吾君

28 年 9 月 29 日の会議で住民参画の啓発事業で、シンポジウムの開催、そして日程や内容等を整理し、具体的な計画を作成し、次回会議で協議し、決定するようになっておりましたが、会議が開催できていないので、具体的なものが決定されてはおりません。また、委員の任期も 28 年 9 月 30 日から新規となっておりますので、再度、この住民参画推進会議で協議したいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 5 番 妹川 征男君

これですね、これ条例で、推進会議の条例では、第 7 条に、これは皆さん方の手元にありません。年度始め、年度末の 2 回以上開催する。ほか必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となるということですね、平成 20 年度は 2 回やられていますが、平成 21 年度と平成 22 年度

平成 29 年第 4 回定例会（妹川征男議員一般質問）

と本来 4 回やるべきことなのにやれていないですね。これどうなのでしょう。

総務課の人事係に聞きたいですが、最近、処分者が出ましたよね。平成 29 年 10 月 22 日付で懲戒処分を受けた職員がおりますが。この中にですね、条例とかいろいろな文書、議事録いろいろありますが、このように推進会議を 2 回やらなければならない会議を怠った。職務怠慢。こういうことについては、懲戒処分に該当するんじゃないですか。文書訓告にしろ。これですね、その推進会議のメンバーですよ。推進会議のメンバーは非常にやる気を起こし、次はシンポジウム、各団体にもですね、そうやって推進会議の皆さん方は、老人会の皆さんやほかの団体の充て職かもわかりませんが。そういう方々は今度 11 月、12 月ぐらいに、そういうシンポジウムがあるよというようなことをですね、やっぱり宣伝された方もおると思うんですが。そういう意味で、なぜそれをしなかったのか。職務怠慢ですよ。条例違反、2 回以上するという事になっているのに。その点どう思いますか。

○議長 小田 武人君

副町長。

○副町長 鶴原 洋一君

推進会議条例の第 7 条で年度始めと年度末の 2 回以上の開催ということがうたわれております。このことで開催しなかった。したがって懲戒処分だということは、いかがかなというような気でおります。というのは、それ以外でもいろいろな計画があって、いろいろなケースがございまして、その計画が計画通りに進まない。ひいてはそれを後年度に先送りするというようなケースもございまして、いろいろなケースがございまして、それはそれぞれの課、係の仕事上の都合とか、これはもう言いわけになるかもしれませんが、忙しい。繁忙だと。いろいろなことが重なって開催できなかった。いろいろなケースがございまして、これをもって即、懲戒処分だという考え方には、いかがかという気でおります。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 5 番 妹川 征男君

その当時、平成 22 年度については、鶴原企画政策課長さんであった鶴原さんが平成 20 年度は 2 回やられていますね。ですね。ところが 21 年度は同じく鶴原さんです。2 回やっています。平成 22 年度吉永課長、その当時やっています。23 年度は 1 回だけ。こういうことが連続してやられていいものでしょうか。つまりそういう課長さんたちが、ないしは町長ですね、町長のいわゆるそのガバナンスといいましょうかね。そういう条例をないがしろにしてしまったわけじゃないかもしれませんが、実際やってないわけですから、そういうコンプライアンスの意

識が欠けている。そういう課長さんなりがそういう状況であればこそ、下のほうの部下の方たちがですね、そういういい加減なとか、そういうような形で、まあ上のほうの人たちもやっていないじゃないかと。そういう意識が生まれてくるんじゃないでしょうか。私はそういう意味ですね、その懲戒処分の中の文書訓告ぐらいやってもいいんじゃないかくらい思っていますよ。それがやっぱりはじめです。でも、そういうような反省の色はね、反省の声があればいいと思うんですけども。

そういう中であって、推進委員の方々に過大なる不信感を今、与えています。去年の 9 月に行われて 1 年以上経っているんですよ。そして、シンポジウムをやろうということで、案まで出しているじゃないですか。それを放置しているということはどうなんですか。しかも町の信用を著しく失墜させていると言わざるを得ません。

それで今、皆さん方に配付しておりました。この住民参画まちづくりのですね。訓子府のものを見ていただきたいんですが、これ、町長と副町長には昨日お渡ししております。これがですね、推進会議が今 18 回行われていますけど、これ芦屋町の推進委員の皆さんが、自分たちがやっている姿をですね、やっぱり町民の皆さん方に知らせたい。じゃあどうしても一生懸命やっていることについては、多くの方々に知ってもらいたいという意識はありますよね。これはネットで引き出したものですけども。これ、全町民に配るんです。広報便り、広報便りに差し入れて、そして配付します。白黒です。こんなざら紙でいいんです。それで 29 の区があるんですね。人口は確か 2,000、何千人かな。議員さんは 10 名いらっしゃいますけど。これで住民の声を一番よく知っているのは、やっぱり区民の代表だと。区長が出てくる場合もあるし、一般人が出てくる場合もある。必ず意見を言ってくださいということで、皆さん方が参加された中で町長が挨拶し、町長が司会進行すると。各課の課長さん十何名の方が年間 3 回出て、そして全ての議案、私たち議員がですね、さまざまなことを提案されますよね。交通関係、福祉問題、教育問題、そういうものをですね、全てのものを、話をされるそうです。そして、それに対して、もちろん 1 週間ぐらい前にそういう素案を出されて、そしてそれをずっと見られた方々が、その場に出席して意見を述べると。じゃあ、そうなりますと、今度は議員がですね、議会が知る前に何で町民に説明するかというような反論がありませんかと聞いたときに、確かに最初はありましたと。しかし、皆さん方が住民の代表の方が集まって来られてですね、傍聴が、議員の皆さんがほとんどされますと。ほとんどされた中で、その区民の代表の方々がいろいろ意見を言われてることが、その議員の皆さんにも伝わると。最終的には議会でそれは決定していきますけど。それで 2 ページのところですね。これは町長の挨拶の中の右側の五、六行目ですけど、この住民参画プラン 2 期目になんとか実現したく、町長や町議会議員に町政を任せただけでなく、住民の代表が全町的な課題を議論する。あるいは町の予算についてまで意見を述べてもらうようにするということな

平成 29 年第 4 回定例会（妹川征男議員一般質問）

んです。それで積極的な意見が出てくるということです。第 4 回についてもですね、さまざまな議題について問題提起をされておる。ぜひですね、大変だとは思いますが、これを参考にしていただけたらなというふうに思います。ホームページでですね、第 1 回から第 16 回まで、今現在、出ています。17、18 はそのうち掲載しますと。ぜひ、この問い合わせ先、訓子府町企画財政課、名前はシバタさんです。ここで何回か、やり取りをしておりますので、ぜひですね、連絡を取り合って少しでも参考にしていただけたらなと。ぜひ次回、推進会議でですね、頑張りたいと思います。この問題については終わります。

○議長 小田 武人君

副町長。

○副町長 鶴原 洋一君

今、そのまちづくりに関して、こういう推進会議を進めてくださいという御意向、それはそれで承ります。ただですね、この住民参画まちづくり条例では、そういう趣旨でつくっているものではございません。これは、住民参画のまちづくりのためにどうやったらいいのかという条例でございまして、このまちづくり全般の考え方と住民参画のまちづくりの考え方とは少し異なるということを申し添えておきます。

以上です。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 5 番 妹川 征男君

このまちづくり推進会議が例えばですよ、今の北海道のようなものにすべきだということはありません。まちづくり推進会議の中でそういうことを考えられて、もし、そういう方向をとるならば、別の組織としてですね、やられてもいいかなと。推進会議そのものが、今のような訓子府町のようなことにならなくてもいいと思うんですね。やはり先進地、先進地の事例を参考にして、勉強していきたいという項目もありますよね、推進会議の中でですね。そういう意味で言いました。

それからね、もう 1 つ付け加えるならば、やはりまちづくりのですね、これ、かなめであると思うんですね。かなめであり、条例はですよ、住民参画まちづくり条例というのは、まちづくりのかなめであり、まちづくりのための、私は憲法だと思っているんですよ。憲法ですよ。それだけの大事なものであるということ。こういうものが自然と実体化していけばですね、昨日、一般質問がありました、辻本議員やそれから刀根議員が言われたようにですね、やっぱり芦屋町の人口減ですね、それと少子高齢化によって、ますます芦屋町が疲弊してくのではないだろうか。やはり、自治区の加入率の減少、そういう問題についてのものでですね、これを少し、少しずつ、まちづ

平成 29 年第 4 回定例会（妹川征男議員一般質問）

くり条例の趣旨に従ったまちづくりにしていけば、その加入率を上げることはできなくても、阻止することぐらいできるのではないかなど。地道な活動が必要であろうなと思っております。

次にですね、いきますが。はまゆう団地前の道路工事について、平成 26 年 3 月 31 日、福岡県と芦屋町は、芦屋町内の福岡県が管理する国道及び県道と芦屋町が管理する町道の移管にかかわる取り扱いについて、協定を締結している。また町は平成 29 年 3 月 28 日、道路移管協定第 3 条に係る整備事項の確認についてとして、7 つの整備項目を要望している。その 1 つとして国道 495 号線、田屋一山鹿重国交差点にある農業用水路と歩道間の土手のり面をコンクリート張りにすることを要望している。コンクリート張りを要望するに至った経緯を簡単に結構ですので、よろしく申し上げます。

○議長 小田 武人君

都市整備課長。

○都市整備課長 松浦 敏幸君

お答えします。

町道と国道・県道を移管する目的は、利用者によりわかりやすい道路網整備を行うため、福岡県から申し入れがあり、平成 26 年 3 月 31 日、芦屋町と福岡県で道路移管に係る協定書を締結しております。

協定書の第 3 条には、移管に伴う条件整備として、町と県が必要な時期に整備項目の確認を行った上で、県が当該道路の整備等を行うこととなっています。この協定により、平成 29 年 2 月から 3 月、芦屋町と福岡県は、現地確認を行いながら、当該道路の道路移管区域や整備項目について、協議を行いました。国道 495 号のはまゆう団地下、道路のり面は、夏季には、道路のり面の草がガードパイプを越えるほど繁茂し、一部通学路でもあり、安全・安心を確保しがたい状況です。そのため、道路管理者である県が除草を実施しております。

今後は、芦屋町は当該道路移管に当たり、この課題を解消するため、最優先に歩行者の安全性、車の視認性を確保することや、道路移管後の除草作業などの維持管理費のコスト削減を総合的に勘案して、道路のり面のコンクリート張りが適正であると判断しました。なお、当該整備項目につきましては、平成 29 年 3 月の政策会議で方針決定されました。これを受けて、平成 29 年 3 月 28 日、県に対して、道路移管協定第 3 条に係る整備事項の確認について提出しております。

以上です。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 5 番 妹川 征男君

平成 29 年の 3 月に政策会議で決定したということですね。そのときに、住民の声を、情報を

平成 29 年第 4 回定例会（妹川征男議員一般質問）

こういうふうな施策でコンクリート護岸にするよと。したいが、どうかというようなことを議会で諮りましたか。諮らなくても議会に説明しましたか。

○議長 小田 武人君

都市整備課長。

○都市整備課長 松浦 敏幸君

これはですね、全協のですね、説明をですね、平成 26 年 3 月と平成 28 年 12 月にですね、全協で説明しています。この細かい内容につきましてはですね、整備項目についてはしておりません。ただこれに関してはですね、道路移管に関しての振りかえをですね、ここの道路はここに振りかえるということの説明は行いました。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 5 番 妹川 征男君

確かに受けていますね。道路移管の国道、県道とかね、そういう芦屋の地図の山鹿地区、芦屋地区が振りかえられますというようなことは、説明を受けたし、地図も見せてもらいました。それで、じゃあそれね、この地図を図面をこの冊子を見てもらいたいんですが。路面の、今、亀裂が、この今、芦屋と山鹿の地区の中でですね、亀裂が入っているところ、それから剪定をするところ、それから側溝が悪いところ、段差があるところ、白線が消えているところ、まあさまざまですね、ものが何百くらいあるだろうと思いますが。その中の 1 つとしてですね、このこれが皆さん方にありますね。こういうふうに芦屋、これは 1 番目の写真はカワセミなんですね。カワセミがこのコンクリート護岸をしようとするところの用水路、農業用水路にですね、時々来るわけです。そして、魚をついばむ、そのような貴重なカワセミが飛んでくるところなんですね。それを今、担当者が言いましたように、県は 450 メートルと言っていますが、県は結局何メートルですか。やっぱり 450 ですか。県は。確認しましたか。

○議長 小田 武人君

都市整備課長。

○都市整備課長 松浦 敏幸君

県には確認しておりませんが、水路を調べると 600 メートル程度でございます。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 5 番 妹川 征男君

平成 29 年第 4 回定例会（妹川征男議員一般質問）

県は 4 5 0 メートルと言っていました、町のほうは 6 0 0 メートル。この下のほうの写真が 2 番と 3 番ですね。この 2 番と 3 番の写真が今、これ土手ですから、当然草が生えるのが当たり前なんです。これは土手です。土手の部分が草が生えて経費削減のために、これを今まで県が防草しておりましたが、次からは町が移管されますから、町が草刈機ですね、年に 2 回ほどやらなければならないというようなことで、県に移管される前にコンクリート張りにしたらどうかというようなことを政策会議で決定したということなんです。

これは、5 番と 6 番は、これは 4 0 センチから 5 0 センチくらいの幅なんです、このやり方でやるというんですね、この町が言う 6 0 0 メートルのこの土手をですね、全部こういうコンクリート張りにしてしまうということに対して、私は非常に疑問を持ちですね、町と県とやり取りをしてきました。住民の方には、もう時間ありませんから、その辺控えますが、やはりこの政策会議ですね、話をされたときにですね、やはりこの環境保護とかですね、それから景観ですね、そういうことについては一切話は出なかったんでしょうか。

○議長 小田 武人君

都市整備課長。

○都市整備課長 松浦 敏幸君

平成 2 6 年 2 月 1 3 日に開催された政策会議において、協定書の第 3 条に基づく、道路移管に伴う条件整備は、その都度、政策会議に諮り、合意を得た上で県に要望するとされておりました。このことを受けて平成 2 9 年 3 月 2 4 日、政策会議を開催し、平成 2 9 年度以降の移管対象路線や整備要望項目、今後のスケジュールなどを審議しました。政策会議において、県から町に移管する路線の整備要望項目は、主に 7 項目の整備要望箇所があり、国道 4 9 5 号の整備項目もその 1 つであり、審議を行いました。

なお、当該国道 4 9 5 号の田屋一山鹿重国交差点までは、道路のり面のコンクリート張りを含め、舗装、側溝補修など、4 1 項目の整備要望箇所の図面や写真を説明しましたが、政策会議委員からは、特段の意見はございませんでした。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 5 番 妹川 征男君

やはり、町はですね、環境基本計画もあることですし、芦屋町の自然豊かな海、山、川、川はありませんが、こういう水路に関してもですね、やはり環境保全という視点でですね、それは芦屋町が仮にそれを少しの補修等やっていただいて、草を刈ることによってですね、ここには非常に生物豊かなところですよ、この土手の中でもですね。それを完全にコンクリート張りにしてし

平成 29 年第 4 回定例会（妹川征男議員一般質問）

まうことについて非常に私は胸が痛むんですね。まあいずれにしろ、そういうような形で区の中でもですね、話をしましたが、皆さん方はコンクリート張りでいいんじゃないかというね、そういう意見もありましたし、やはり疑問視する人たちもおります。いずれにしろですね、なぜね、これを事前に話をしなかったのか。29年の3月29日に最終的に決定される前に、なぜ情報を流して、そして区民の方々にこういうふうな計画をしているんだけど、いかがでしょうかというのが、それこそ情報の開示、情報を共有することになるんじゃないですか、なぜ説明しなかったんですか。

○議長 小田 武人君

副町長。

○副町長 鶴原 洋一君

何というんですかね、基本的なものとは異なり、これは修繕、改修、そういう類いの考え方です。それで他の、今回の場合は7項目、この今、指摘されているのはその7項目の1項目、側溝の改修、それからアスファルトの改修、これものり面の改修、そういう考え方ございまして、じゃあそれを一つ一つ全て、その地域の住民の方に説明をしているかということになりますと、私どもの事務の都合もございまして、そこまではやる必要はなく、ただ妹川議員が指摘された後には、地域の住民に聞きなさいと、意向を聞いた上で最終的な判断をしましょうと、そういう考え方でやっておりますので、了解を願いたいと、御理解を願いたいと思っております。

以上です。

○議長 小田 武人君

時間が来ました。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 5番 妹川 征男君

これで私の一般質問を終わりますが、何でもかんでもね・・・・・・・・

○議長 小田 武人君

妹川議員。発言は、もうやめてください。妹川議員。

○議員 5番 妹川 征男君

やはり、これは余りにも長くて幅広くてね、お金のかかることなんですから、やっぱり事前にね説明して・・・・・・・・

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 5番 妹川 征男君

平成 29 年第 4 回定例会（妹川征男議員一般質問）

ほしかったと思います。これで、以上で終わります。

○議長 小田 武人君

以上で、妹川議員の一般質問は終わりました。